

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第二十四号

昭和四十一年四月七日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 鍛冶 良作君

理事 佐伯 宗義君

理事 千葉 三郎君

理事 神近 市子君

理事 横山 利秋君

理事 出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検事 (民事局長) 新谷 正夫君

検事 (刑事局長) 津田 實君

委員外の出席者

検事 (民事局長) 味村 治君

検事 (民事局長) 門 員 高橋 勝好君

四月七日

委員賀屋典宣君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として賀屋典宣君が議長の名で委員に選任された。

本日国会に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

第一類第三号

法務委員会議録第二十四号

昭和四十一年四月七日

七号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

す。

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する

第四十五条後段中「確定裁判」を「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」に改める。

第二百一十一条中「三年以下ノ禁錮」を「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第四十五条の規定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該数罪についても適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正後の同条の規定を適用することが改正前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利となるときは、当該数罪については、改正前の同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき従前の例によることを妨げるものではない。

理 由

最近における交通事犯の増大等にかんがみ、刑

法第二百一十一条の罪の法定刑及び同法第四十五条後段の併合罪の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 まず、政府より提案理由の説明を求めます。石井法務大臣。

○石井法務大臣 刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

今次の刑法の一部を改正する法律案は、最近における交通事犯の増大等にかんがみ、刑法第四十五条後段の併合罪となる罪の範囲を禁錮以上の刑に処する確定裁判があつた罪とその裁判確定前に犯された罪とに限ることとするともに、同法第二百一十一条の罪の法定刑に五年以下の懲役刑を加え、かつ、その禁錮刑の長期を現行法の三年から五年に引き上げようとするものであります。

まず、刑法第四十五条後段の改正についてであります。近時道路交通違反事件は急激な増加を示しております。たとえば、昭和三十九年に全国第一審裁判所において有罪の告知を受けた人員は約四百万人に及ぶのであります。その大部分は、道路交通違反にかゝる罪について即決または略式の裁判で罰金以下の刑の告知を受けたものであります。しかして、現行刑法のもとにおいては、これら道路交通違反の罪により罰金以下の刑に処した確定裁判であっても、同法第四十五条後段の確定裁判に含まれますので、その前後に犯された二個以上の罪が右の確定裁判のあつた後に審判される場合には、これら二個以上の罪の併合罪関係は右の確定裁判により遮断され、必ず二個以上の刑に処することとなるのであります。このために、裁判及び検察の手続の段階においては、右のような確定裁判の存在の調査を的確に行なつており、これがための事務量はまた少なからぬ状況にあるのであります。

ところで、併合罪の処断に関するわが刑法の原則から考察いたしますと、刑法第四十五条後段の規定により数個の罪の併合罪関係を遮断することは、これらの罪がいずれも禁錮以上の刑に処すべき罪である場合に最も実質的な意義を持つものであり、罰金以下の刑に処する裁判によつてはこのような併合罪関係を遮断しなければならないものではなく、むしろ、罰金以下の刑に処する確定裁判によつて併合罪関係を遮断することは、刑事裁判の手續において、また、刑の執行の手續において複雑さを加え、犯人に不利となる場合も生ずることとなりますので、この際、同条後段の確定裁判を禁錮以上の刑に処するものに限るよう改正しようとするものであります。最近における道路交通違反の罪により罰金刑に処せられる者が激増する傾向を考慮いたしますとき、早急に右のごとき改正を行なうことは、現下における刑事裁判の迅速円滑な運営をはかる上において緊要のことであると存する次第であります。

次に、刑法第二百一十一条の改正についてであります。最近における交通事故とこれに伴う死傷者数の増加の趨勢は、まことに著しいものがあり、政府におきましては、かねてからこのような事態を重視いたしまして、交通対策の樹立とその推進につとめてまいつたのであります。近時の自動車運転に起因する業務上過失致死傷事件及び重過失致死傷事件の実情を見ますに、数において激増しつつあるのみならず、質的にも高度の社会的非難に値する悪質重大事犯が続出したしております。法定刑の最高限またはこれに近い刑が裁判において言い渡される例も次第に増加しつつあるのであります。この際、この種事犯中特に悪質重大なものに対してより厳正な処分を行ない得るものとするよう必要な法改正を行ないますこと

ぬ状況にあるのであります。

ところで、併合罪の処断に関するわが刑法の原則から考察いたしますと、刑法第四十五条後段の規定により数個の罪の併合罪関係を遮断することは、これらの罪がいずれも禁錮以上の刑に処すべき罪である場合に最も実質的な意義を持つものであり、罰金以下の刑に処する裁判によつてはこのような併合罪関係を遮断しなければならないものではなく、むしろ、罰金以下の刑に処する確定裁判によつて併合罪関係を遮断することは、刑事裁判の手續において、また、刑の執行の手續において複雑さを加え、犯人に不利となる場合も生ずることとなりますので、この際、同条後段の確定裁判を禁錮以上の刑に処するものに限るよう改正しようとするものであります。最近における道路交通違反の罪により罰金刑に処せられる者が激増する傾向を考慮いたしますとき、早急に右のごとき改正を行なうことは、現下における刑事裁判の迅速円滑な運営をはかる上において緊要のことであると存する次第であります。

次に、刑法第二百一十一条の改正についてであります。最近における交通事故とこれに伴う死傷者数の増加の趨勢は、まことに著しいものがあり、政府におきましては、かねてからこのような事態を重視いたしまして、交通対策の樹立とその推進につとめてまいつたのであります。近時の自動車運転に起因する業務上過失致死傷事件及び重過失致死傷事件の実情を見ますに、数において激増しつつあるのみならず、質的にも高度の社会的非難に値する悪質重大事犯が続出したしております。法定刑の最高限またはこれに近い刑が裁判において言い渡される例も次第に増加しつつあるのであります。この際、この種事犯中特に悪質重大なものに対してより厳正な処分を行ない得るものとするよう必要な法改正を行ないますこと

は、今日における国民の道義的感情に合致するばかりでなく、国家の刑政から見ても、きわめて緊要なものと考えられるのであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます次第でございます。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

○上村委員長代理 次に、本案についての逐条説明を求めます。津田刑事局長。

○津田政府委員 本法案につきまして逐条御説明を申し上げます。

まず、第一項の第四十五条後段中「確定裁判」を「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」に改める。この改正は、刑法第四十五条後段の併合罪となる罪の範囲を禁錮以上の刑に処する確定裁判があった罪とその裁判確定前に犯された罪に限るものとしようとするものであります。

元来、数個の罪につきまして訴追された被告人に対して有罪の裁判をする場合に、一罪につき一刑を科する原則をとるならば、犯罪の数だけの有期自由刑を併科することとなりて犯人に過酷な結果を来した、また、死刑と死刑、無期刑と無期刑を併科することとなりて刑の執行を不能ならしめる等不当な結果を生ずることとなるので、諸国の立法例におきましては、このような場合には、併科主義を緩和して後記のいわゆる吸収または制限のある加重主義を適用し、数個の罪の全体を評価して一刑を科することとしているのであります。わが刑法においては、確定裁判を経ない数個の罪を同時に審判して有罪の告知をする場合には、これを第四十五条前段の併合罪として、これに科すべき主刑につき次のような原則によっているものであります。

(一)いわゆる吸収主義に關しまして、(1)一罪について死刑に処すべきときは、他の刑を科さない。これは第四十六條第一項であります。(2)一罪について無期の懲役又は禁錮に処すべきときは、罰金

及び科料以外の他の刑を科さない。これは第四十六條第二項であります。

(二)いわゆる制限のある加重主義に關しましては、有期の懲役または禁錮に処すべき罪が二個以上あるときは、その最も重い罪の法定刑を一定限度で加重した刑期範囲内で一個の懲役または禁錮の刑を科する。これは第四十七條であります。

(三)いわゆる併科主義に關しましては、(1)罰金に對しては、死刑以外の他の刑とはこれを併科し、罰金に処すべき罪が二個以上あるときは、その合算額の範囲内で一個の罰金刑を科する。これは第四十八條であります。(2)拘留は、死刑及び無期の懲役または禁錮以外の他の刑と、また、科料は、死刑以外の他の刑と、いずれも併科し、拘留または科料に処すべき罪が二個以上あるときも二個以上の拘留または科料をいずれも併科するということになっております。これは第五十三條であります。

すなわち、わが刑法は、原則として、禁錮以上の重い刑に処すべき罪が二個以上ある場合には、併科主義を緩和する吸収または制限のある加重主義をとっており、数個の罪のうち罰金以下の刑に処すべき罪がある場合には、原則として、併科主義によることとしております。例外となる場合は、数個の罪のうち、一罪について処すべき刑が罰金以下、——ただし、拘留を除きますが、——であつて、他に死刑に処すべき罪が併合してあるとき及び一罪について処すべき刑が拘留であつて、他に死刑または無期の懲役もしくは禁錮に処すべき罪が併合してあるときであつて、その場合には、吸収主義をとっているものであります。

ところで、審判の対象となつてゐる数罪の間にすでに確定裁判が存在する場合は、その確定裁判があるにもかかわらずさらに犯した罪とその裁判確定前に犯した罪とを併合して全体として評価し、いわゆる吸収または制限のある加重主義のもとに一個の刑を科するものとすることは、不当に犯人に利益となることがありますので、わが刑法は、第四十五條後段におきまして、右の併合罪の

範囲を制限し、確定裁判にかかる罪とその裁判確定前に犯した罪とを併合罪とするものとし、右の確定裁判後に犯した罪については、これを別個に評価して別に刑を科することとしているのであります。

したがつて、ある罪について確定裁判があつた場合、その前後に犯された二個以上の罪が右の確定裁判のあつた後に審判されるときは、これら二個以上の罪の併合罪関係は右の確定裁判によつて遮断され、その犯人は常に二個以上の刑に処せられることとなるわけでありませう。

しかしながら、この場合、右の確定裁判の前後に犯された罪がいずれも禁錮以上の刑に処すべき罪であるときは、確定裁判後に犯された罪を別個に評価し、確定裁判前に犯された罪との間に吸収または制限のある加重主義を認めない点において、併合罪関係を遮断するかどうかにも最も実質的な差異が生ずるわけでありませうが、確定裁判の前後に犯された罪がいずれも罰金以下の刑に処すべき罪またはそのいずれかが罰金以下の刑に処すべき罪であるときは、その罪の処断が原則として併科主義による以上、別個に評価するかどうかにも実質的な差異はほとんどないわけでありませう。

したがつて、かように数個の罪の併合罪関係をその間に確定裁判が存在することによつて遮断することは、前後の罪がいずれも禁錮以上の刑に処すべきものであるときに最も実質的意義があるとすれば、このような併合罪関係を禁錮以上の刑に処する確定裁判によつて遮断することは別として、必ずしも罰金以下の刑に処する確定裁判によつてまで遮断しなければならぬというものはなく、かえつて、罰金以下の刑に処する確定裁判によつても併合罪関係を遮断することとするとは、刑事審判の手續及び刑の執行の手續に複雑さを加えるものであり、また、犯人に不利益を生ずる場合もありますので、この際、刑法第四十五條を改正して併合罪の関係を遮断する確定裁判を禁錮以上の刑に処するものに限らうとするものであります。

近時、道路交通違反事件は急激な増加を示しており、これに伴つて、同法違反の罪によつて即決または略式の裁判で罰金以下の刑を告知される者も急増しているものであります。このような裁判も、それが確定すれば刑法第四十五條後段の確定裁判に含まれますので、数個の罪で訴追されたすべての事件の裁判においてその調査を必要とするのであります。そのため、檢察庁における捜査の段階においても、裁判所における審理の際にも、右のような確定裁判の存否について明確を期するため、その調査を行なつてゐるのであります。が、元来この調査には相当の時間と手数を必要とし、その事務量は少なからぬ実情にあるのであります。そこで、右のような現状にかんがみ、刑法第四十五條後段につき、早急に、今回のような改正を加へることは、現下における刑事裁判手續の迅速円滑な運用をはかる上においてもきわめて有意義であると考えるのであります。

なお、すでに公表されてゐる改正刑法準備草案は、第六十三條において、今回の改正法律案と同趣旨の規定を設けてゐることを付言いたします。第二項は、第二百一十一條中「三年以下ノ禁錮」を「五年以下ノ懲役若ハ禁錮」に改める。この改正は、最近の自動車運転に基因する業務上過失致死傷事件及び重過失致死傷事件の実情にかんがみ、その法定刑に新たに五年以下の懲役を加へるとともに法定刑の禁錮の長期を五年に引き上げようとするものであります。

まず、法定刑に新たに懲役刑を選択刑として加へる点であります。近時における自動車運転に伴う業務上過失致死傷及び重過失致死傷事件の中には、傷害、傷害致死等のいわゆる故意犯とは同程度の社会的非難に値するものが相当数見受けられるに至つてゐるのであります。たとへば、相当量の飲酒をした上での酒酔い運転、運転技術の未熟な者の無免許運転、はなはだしい高速度運転等のいわゆる無謀な運転に基因する事犯中には、きわめて軽度の注意を払へば人の死傷等の結果を容易に予見し、その発生を防止することができた

のかかわらず、これをさへ忘つたため、重大な結果を発生せしめたような事案が見受けられるのであります。これらの事案は、故意犯に属するいわゆる未必の故意の事案と紙一重の事案であり、このように人命を無視するような態度で自動車を運転した結果、人を死傷にいたした場合も、単に故意犯でないとの理由で、禁錮刑ないし罰金刑によつて処罰せざるを得ないことは、国民の道義的感覚からいってむしろ不自然に感ぜざるを得ないといふべきであり、この種事犯中きわめて悪質重大なものに対しては、懲役刑を科し得るものとすることが相当であると考へられるのであります。

次に、法定刑のうち、禁錮刑と新たに加えるべき懲役刑の長期をそれぞれ五年とする点であります。近時における自動車交通の発達に伴い、主として自動車運転に起因する業務上過失致死傷及び重過失致死傷の事案は、一般的にその過失の態様、程度のみならず、その行為の結果において重大なものが増加しつつあることにかんがみましますとき、犯情の最も重大なものに對しても、現行の禁錮刑について定められた三年をもつて責任を評價することは、いささか輕きに失すると考へられるのであります。諸外国のこの種の事犯に関する立法例等をも參照すれば、法定刑の上限をこの程度に引き上げることが望ましいと考へられ、これにより過失の態様、程度及び行為の結果に應じ、具体的事案に即したより適切妥當な刑の量定をなし得ることとなるのであります。

なお、すでに公表されている改正刑法準備草案は、第二百八十四条において、業務上過失致死傷及び重過失致死傷の罪に対する自由刑として、今回の改正法律案と同様「五年以下の懲役もしくは禁錮」を規定していることを付言いたします。

次に、附則でありますが、附則の第一項、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。この項は、改正法の施行期日を定める規定であります。

第二項、この法律による改正後の刑法第四十五条の規定は、教罪中のある罪につき罰金以下の刑

に処し、または刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該数罪についても適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正後の同条の規定を適用することが改正前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利となるときは、当該数罪については、改正前の同条の規定を適用する。前項により、改正法の施行後に罰金以下の刑に処し、または刑を免除する確定裁判——以下この項の説明におきましては、単に「確定裁判」と申します。——があつた場合におけるその罪とその確定裁判の前及び後に犯された罪について、改正法による改正後の刑法第四十五条の規定——以下「新法」と申します。——の適用があることは明らかであります。しかしながら、改正法の施行前に確定裁判があつた場合におけるその罪とその確定裁判の前及び後に犯された罪について、新法の適用があるかどうかは必ずしも明らかではないので、この項は、その本文において、これらの罪についても新法を適用することを明らかにしたものであります。したがつて、改正法施行前に確定裁判があれば、上記の罪のうち、確定裁判の後に犯した罪が改正法の施行前にあつたものと施行後にあつたものとすべて新法が適用されることとなるのであります。これは確定裁判の前と後に犯された数罪を併合罪としない現行法に比し、新法は併合罪とすることによつて一般的に犯人に有利な取り扱いとなり、また、新法の取り扱いによれば刑事裁判の迅速円滑な運用をはかり得ることとなるので、このような取り扱いを認めることとしたものであります。ただ、特定の場合には、新法を適用することが、改正法による改正前の刑法第四十五条の規定——以下この項の説明におきましては単に「旧法」と申します。——の項の説明におきましても、犯人にとって不利となることがありましますので、刑法第六条の趣旨をくみ、この項ただし書きで、対象となつてゐる数罪がすべて改正法の施行前に犯されたものである場合に於いて、犯人に右のような不利が生ずる

ときは、例外的に、旧法によることとしたのであります。

第三項は、前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき従前の例によることを妨げるものではない。この項は、前項の規定が、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、または刑を免除する裁判が改正法の施行前に確定し、その他の罪の全部または一部につき改正法施行のときまでにまだ確定裁判がない場合に關する規定でありますので、その他の罪の全部または一部につき改正法施行前に禁錮以上の刑に処する確定裁判があつた場合におけるその刑の執行につきましても、すべて従前の例によるべきものであることを念のために明らかにしたものであります。

以上が逐条説明でございます。

○上村委員長代理 以上で、本案に対する提案理由の説明及び逐条説明を終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○上村委員長代理 次に、商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大竹委員長。

○大竹委員 それでは前回に引き続いて質問をいたしたいと思ひますが、議決権の不統一行使の問題、まだ前回残つておりますので、それから質問に入りたいと思ひます。

それでこの規定を見ますと、不統一行使をする場合には、三日前に不統一行使をするということとそれからその理由を会社に通知するということと規定になつておるわけでありまします。不統一行使を許すかどうかというこの回答といひますか、返事といひますか、これはいつまでにやればいいことになるのであります。まずその点をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○味村説明員 会社が不統一行使を拒否するかいなかつた点につきましては、もし会社が拒否しやうという点になりますれば、その拒否の意思

表示は株主が議決権の不統一行使を行なう前にしなければならぬというふうに解釈いたしております。

○大竹委員 それでは、統一行使を拒否した場合に、拒否したにもかかわらず不統一行使をしたという場合には、議決権の行使は有効になるのであります。無効になるものであります。

○味村説明員 会社が株主の議決権の不統一行使をいたしますことを拒否いたしましたのかかわりませう。その株主が議決権の不統一行使を行なひました場合には、その会社の拒否が正当でありませう限り、そのような議決権の不統一行使はすべて無効というふうに解釈いたしております。

○大竹委員 それではその反対に、不統一行使を許された場合に、事実不統一行使をしなかつたらどうなりますか。

○味村説明員 御質問の場合には、会社が、株主が議決権の不統一行使を行なうことを単に拒否しなかつたにすぎないわけでございますので、株主といたしましては、不統一行使をいたしますか、あるいは統一行使をするかという自由は持つておると考へられますので、統一行使をいたしてもその行使は有効であるというふうに考へております。

○大竹委員 そうすると、不統一行使をしてもよろしいといういふゆるあれであつて、不統一行使をしなかつたといふゆる義務を負うものではないという御解釈と考へてよろしいのであります。

○味村説明員 そのとおりでございます。

○大竹委員 それでは、前回の私の質問が、どうも趣旨がおわかりにならなかつたのかどうか、まだ疑問になつておる点があるのでございませう。不統一行使をする場合に、その背後にたとへば百株ずつ三人持つておつたというふうな場合、たとへば不統一行使を拒否されなかつた、不統一行使をするという場合には、個人に不統一行使を許さないという趣旨からいひまして、その百す

つが賛成、反対どちらに動いてもよろしいけれども、その三人がそれぞれ百を持っていますのでありますから、その百を分ける不統一行使というものは、個人に不統一行使を認める、許可のない人に不統一行使を認めると同じ結果になるから、いわゆる百五十と百五十という方に分け方による不統一行使というものは許さるべきじゃない。したがってそういうことのないように、不統一行使をする場合には、その背後にあるものは百株ずつ三口あるのだという通知をしておくべきではないかというものが、私のこの前の質問の要旨だったわけでありまして、その点どうもお答えが私には納得いかぬのでありますが、その点についてお返事をいただきたいのであります。

○味村説明員 たいだいの大竹先生の御質問は、たいへんごもつともな御質問であると存じます。ただここで、商法の改正法の第二百三十九条ノ二は、要するにこれは株主が二個以上の議決権を有する場合に、これを不統一行使することができるといふことをまず原則にいたしておきまして、ただ会社に、信託の引き受け等の場合を除きまして、会社が株主の議決権の不統一行使を拒むことができるのだ、このようにしているわけでございます。原則といたしましては不統一行使ができるという事になっていくわけでございます。二百三十九条ノ二の第二項で「株主が株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコト」を理由といたしますときには、会社は株主による議決権の不統一行使を拒むことができないというように、必ず議決権の不統一行使ができることを保証しているわけでございますが、これは前回も民事局長から説明がございましたように、株主が株式の信託を引き受けているという場合には、委託者の指図に従いまして議決権を行使するということが可能にしようということでございます。その場合には法律上の株主は、実質上その株式によりまして利益を受ける者の指図に従いまして議決権を行使するであろうということが、通常予想されるのだ。通常そのようなことが行な

われるということをお前提といたしまして、このように規定を置いた次第でございます。したがって、御質問の場合のように一人の法律上の株主が、三人の委託者から三百株を百株ずつ委託を受けていると申します場合には、その法律上の株主はそれぞれ三人の人の指図に従いまして議決権を行使するというのが通常の状態でございます。で、御質問のように、それぞれ百株ずつ分けて、百株ずつの委託を受けておられるにかかわらず、たとえ百六十株を賛成というふうな議決権の行使をするというところは、通常はないのではなからうかというところから、このような規定になっている次第でございます。またその際に通知におきまして、委託を受けておられる株主の数とか株式の数を通知するということは、望ましいことではあるかと思つてございますが、それに対しては法律上の効果を与えるということとはなかなかむずかしいことであるかと思つてございまして、この通知をいたしますのは今日より三日前でございますので、その通知をいたしたときには、実質上の株主と申しますか、実質上その株式によつて利益を受ける者は三人、百株ずつということでございます。いざ議決権の行使をいたしますときには、その株主の数、あるいはそれぞれの株式によつて実質上利益を受ける者の数とか、それからそれぞれの株式の数、こういうものが変動するということも考えられるわけでございます。また百株ずつ三人から委託を受けているのだ、このように通知をいたしましたところが、百六十株だけ賛成だ、このような議決権の不統一行使をいたしました場合に、そのような議決権の不統一行使は無効だというふうにするのも、これは非常に複雑なことになりまして、法律に規定することは困難ではないか、このように考えられる次第でございます。

○大竹委員 どうも私納得できないのであります。私の質問の趣旨はおわかりだと思つておりますが、私がいま質問したような事態が現在のこの改正によつて起こり得ると思つております。が、そういうことはこの法律全体の精神からいって好ましいことだと思われるのですか。それともそういうことは好ましくないことだと思われるのですか。その点はどう考えておりますか。

○味村説明員 先ほども申し上げましたように、この法律は原則としては議決権の不統一行使ができるのだ、ただ一定の場合以外は会社が断るべきである、このように規定しているわけでございます。まして、大竹議員の御質問になりましたような事態が生じた場合には、これは好ましい好ましくないという問題よりは、この二百三十九条ノ二の原則にはなつていないというふうに考えるわけでございます。

○大竹委員 私は原則にはなつていないと思つております。法律の趣旨は、不統一行使をさせない、許可といひますか、拒否されない場合にのみ、しかも理由のあるときにだけ不統一行使を許すのだというのが法律の精神だと思つております。そういういたしますと、いま申し上げましたように百株ずつの人が三人いた。そして百五十ずつ分けて議決権を行使したということになります。ならば、その背後にいる一人の人が何も許可も受けないで不統一行使をしたということになるのだ。あつて、私はこの法律の精神からいって好ましくない現象であり、そしてまたこの法律の原則に反していることだと思つておりますが、その点はどうですか。

○味村説明員 先ほど申し上げましたように、この法律の原則としては、議決権の不統一行使はできるのだ、しかしながら、株主が株式の信託を引き受けた場合以外の場合には、会社が議決権の不統一行使を拒むことができる。このような形になつていくわけでございます。株式の信託を引き受けた場合には会社は議決権の不統一行使を拒むことができない、このようにいたしましたのは、これは先ほどから申し上げましたように、法律上の株主が、実質上のその株式によつて利益を受ける者の指図に従つて議決権を行使するという

わけでございます。原則といたしましては議決権の不統一行使を認めるといふことが法律上のたてまえにはなつていない、このように考えるわけでございます。大竹議員の御質問の御趣旨を徹底いたしますと、会社といたしましては、いわゆる法律上の株主のほかに、もしもその法律上の株主が信託を引き受けておられるような株主でございませうと、その委託者の名簿をつくらなければならぬといふところまで徹底するかと申すのでございまして、そこまで会社に対して希望する、あるいは株主に対して要望するといふことは、これはむずかしいことではあるまいか、このように感ずる次第でございます。

○大竹委員 くだいようですが、いまの御答弁によりまして、また最初と多少違つたのであります。私が言つたような場合は、この法律の全体の精神から見ると非常に不都合だけれども、手数の問題もそうだし、なかなかむずかしい問題だから、そこまで法律には規定できないといふふうにとれるのであります。その点はどうですか。

○味村説明員 その点は先ほど申し上げましたように、御質問のようになつていくことは法律的にむずかしいことであるといふように考えます。

○大竹委員 私はこの前にもたしか申し上げたと思つておりますが、不統一行使をする場合には、少なくともその内容が確定したときに、もちろん賛否をあらかじめ通知する必要もあると思ひますが、少なくとも口数があり、そしてその議決権の数がそれぞれ幾つあるんだということをやはり会社に通知させて、そして不統一行使をさせれば、いまのような問題は、多少手数がかかるかもしれないけれども、そういう結果は防げるのじゃないか。そしてまたそれを防がなければ、不統一行使を特殊な場合に認めたという趣旨にも反するのではないかと申す。そこまではむずかしいかもしれませんが……。

○新谷政府委員 前回の委員会におきまして、大

なるわけでございますが、これは賛成と反対を比較するために、公平に見てまいりますためには、双方にそれぞれ賛成、反対を加えるべきであるというふうに考えられるのでございますけれども、結果的に賛成者のほうが反対者より多いという結果が出ますれば、これは十名のワク内を考えまし

ても過半数になります。また……

○小島委員 関連質問。

それでは、十人の株主のうち四人が賛成、五人が反対という場合、十人おるのですから、もう一人おるわけですが、これが不統一行使をしたという場合、そうすると賛成が五になりますね。それから、そうじゃない反対が六人ということになると、そのときに過半数というのは、一体六人なのか、それとも五人なのか。半数というのは、過半数ということになったら、そのときはどうなんですか。

○新谷政府委員 それはやはり株主は十人でございまして、賛成が五で反対が六でございまして。したがって、その五では過半数に達しません。多数ということになります。全体の株主の多数ということになれば、賛成者のほうが反対者より多いということが過半数の賛成ということとでございまして。いまの場合には、賛成した者が反対した者より多いわけではございません。少ないわけではございます。したがって、その場合には議案は成立しないということになるわけではございます。

○小島委員 そうすると、そういう場合に勘定するときは、その不統一行使の場合の人間をもう二人に勘定する、そして総株主数といえは十人しかないのだ、勘定するその基礎、基準、というのは、どういふことなんでしょうか。

○新谷政府委員 総株主そのものは一定しておりますが、その一人の者が賛成と反対と両方の議決権を行使するわけではございますから、賛成のほうだけにこれを加えるのも妥当ではございません。さりとて反対のほうだけに加えるのも妥当ではございません。したがって、これは賛成にも反対にも一応加えるべきであるということとでございまして。したがって、総数は一定しておりますけれども、その中で賛成が反対より多いか少ないかというところを見ればよろしいわけではございます。多ければ、当然過半数になるわけではございます。同等であれば、これは過半数と言えません。したがって、

いまして、いまちょっと御質問がございましたが、十名のうちの二名が議決権の不統一行使をする、と仮定いたしますと、残りが八名でございまして。その八名が四対四に分かれて、どちらも同等だったという場合には、さらに残りの二名が不統一行使をいたしますと、両方に二人を加えてまいります。そうしますと賛成も六、反対も六ということになります。六といふものと七とを比べる過半数が少しはありますが、賛成と反対が同等でございまして。したがって、その場合は、賛成のほうに反対より多いというわけにはまいりません。したがって、この場合には総株主の過半数が賛成したと言えませんが、議案は成立しない、こういうふうな解釈しております。

○小島委員 総株主の過半数という場合の総株主というのは、十人という意味でよろしい。そうして過半数の計算をするときは、不統一行使をしたときに、それは加算して多数だ、こういうのですから、総株主が十人だといつてきめてしまふなら、ちょっと書き方がおかしいということじゃないですか。

○新谷政府委員 確におかしいという感じはあるかもしれませんが、要するに総株主というものは、名簿に登録されている株主でございまして、これはもう総会の時点においては不動のものでございまして。ただいまの例で申し上げますと、その全体の十名という総株主の数は動かない、その中で反対者よりも多数の者が賛成ということであれば、全体が十名のワケでございましてけれども、賛成の議決権を行使した者の頭数が反対の者より多いという場合は、総株主の過半数が賛成したということになるわけではあります。ただその数を数える場合には、総株主の数は一定しておりますけれども、賛成にも反対にもそれぞれ一つずつ加えましょと、結果を比較する上において妥当な措置と言えましょ。

○小島委員 あなたのおっしゃることは、わからぬわけではございませんが、総株主の過半数というのですから、総株主が十名しかいなければ六名だ

というの、だれにも考えられることであつて、あなたの計算の仕方一つはフィクションであつて、総株主の過半数といつても、いまのような状態では、賛成も五人、反対も五人であつて、過半数ではない。総株主がふえるわけではないのだから、総株主の過半数といふのは六になる。あなたの説明を聞いてみると、こつちのほうが多数だと言ふが、多数といつても、株主数が十人しかおらないのだから……

○新谷政府委員 不統一行使をした者も株主でございまして。つまり十人の株主の中で一人が不統一行使をして、その結果七人が賛成だといふことが出ますと、反対のほうには四人でございまして。四対七になつております。四対七を比較しますと、これは四といふことをあまり強く頭に入れて考えますと、十一人といふことがすぐ頭にまいりますので、何だか総株主の数と合わないのじゃないかと、いふふうにお感じになるかもしれませんが、要するに賛成の議決権を行使した者の頭数が全体の株主の中でそれ以外の者よりも多い、つまり反対者より賛成者のほうが数が多いということであれば、総株主の過半数……

○小島委員 あなたのおっしゃることはわかつておりますけれども、総株主の過半数とおっしゃるから、総株主は十人しかないじゃないか、だれだつてそう考えますよ。それを、ただ出席株主の行使したもの、過半数ということになるならわかりますが、総株主の十人といふのは、総株主十人しかいないものが十一人もあるはずないですか。ただし行使したものは確かにあるわけですが、二行使できるのだから、行使した人間の過半数である場合と、こうおっしゃるなら、それは話のわかるのです。ただこの条文の上で「総株主ノ過半数」とおっしゃるから、十人しかないものがなせ十一人になるのだという問題が起きてきます。それは説明を聞けばわからぬことではないですけれども、「総株主ノ過半数」といふことが問題なのです。

○大竹委員 いまの小島委員からの御質問でもお

わかりだろと思うのですが、やはりこれはただし書きとでもいいますか、何かを入れて、不統一行使の場合にはどういふように数えるのだというふうな条文をお入れになることが、私はやはりそれをばつくりするゆえんじやないかと思うのですが、その点はどうですか。

○新谷政府委員 確かに御意見のようなことも考えられるわけではございますけれども、私どもとしては、ただいま申し上げましたような趣旨において、賛成者のほうが反対者より多いということであれば、これは当然過半数になるわけではございまして、一々双方を合計して見る必要はないわけではございまして。ただ賛成か反対か、賛成者が幾らあるかといふことを割り出しますために、反対の議決権行使をした者を全くネグレクトするわけにはまいりませんから、そういう意味で反対にも加え、賛成のほうにも加えてみて、賛成者のほうが多いということになりますれば、一定の総株主の中でも賛成者が多くを占めるということとでございまして。

○小島委員 だから結局出席した株主の議決権を行使した者が過半数である場合ならわかるのです。話は簡単にあなたの話とおっしゃるとおりになると思うのだけれども、これは「総株主ノ過半数」と書いてあるから、いろいろな誤解が起きてくるのじゃないかといふことなんでしょう。

○新谷政府委員 それは法律の規定をこれからつくるのでございまして、出席株主の過半数といふことも確かに考えられると思ひます。議決権を行使した者の過半数といふことも考えられるわけではございまして、しかしこれは非常に重大な問題でございまして、できるだけ株主の立場を考えなければなりません。少数株主の保護といふことも考えなければならぬといひます。と、やはり出席のいかんにかかわらず総株主の意向といふものを十分考慮する必要があるといふので、総株主の過半数といふふうにしたのでございまして、議決権を行使した株主とか、あるいは出席株主といふことにしますと、株主保護には欠け

る結果になるのじゃないか、このように考えます。

○大竹委員 これはやはりただし書きをお入れになつて——総会において不統一行使をした場合には、一面においてはその不統一行使をした人を除くというふうなもの一つの手でありましようし、また不統一行使をした者を加えて、その過半数というところにされたほうがはつきりし、いまのような疑義は起こらぬのじゃないかと思うのです。これは小島さんの質問の過程において考へついたこととありますので。そんな水かけ論をしてはいつまでたつても先に進みませんから、先へ一応進みます。

次に、この新株の発行の問題でございますが、新株を株主以外の者に発行する場合にはいままでは特別決議が必要であつたのであるけれども、特に有利な発行価額で新株を発行しない限り株主総会の決議は必要でないということになつたわけでございます。一体この立法の趣旨はどこにあるのであります。私はやはり特に有利な発行価額で発行する場合だけ株主の利益を害することがあるからこういう規定を設けたのだらうと思ふわけでありまして、私は、特に有利な発行価額でなくとも、株主以外の人に新株の引き受け権を与えることは、株主の不利になる場合があり得ると思ひますが、そういう点はお考えにならなかつたのかどうか、あわせてお尋ねいたします。

○新谷政府委員 二百八十条ノ二の規定の改正でございますが、これは新株の引き受け権を単純に与えるか与えないかというだけの問題でございます。すなわち、株主に有利であるのか不利であるのかということとは言えないものと考へております。と申しますのは、新株引き受け権と申しますのは、これを与えられることによつて当然に引き受け人になり、そして株主になるというものではございませんで、まだその一歩前の段階でございます。引き受け人かどうかというこの選択を与えられる、もし希望があるならばその引き受け権の範囲内で株主になり得るという権利でございます。

す。優先的に新株の割り当てを受ける権利。ところが新株の割り当てそのものはこれは取締役会の自由でございます。株主に何株割り当てよう、株主以外の人に何株割り当てよう、これは取締役会の自由である、こういうたゞまになつておるわけでありまして、したがひまして新株引き受け権のみを第三者に与えよう、あるいは株主に与えよう、これによつて特に株主に不利になるという問題ではないわけでありまして、もと

も、現在の商法の考へ方が、自由にその付与をできる権限を取締役に与えておるということと、新株引き受け権のみをどうする、という問題でございます。特別に株主に利益、不利益という問題はないと思ふのであります。ただ株主に特別にそれだけのものを保証するといふことになりますれば、定款で書いてもよろしゅうございまして、あるいはあらかじめ取締役会でそれを書くことも可能でございますが、しかし第三者に与えるからといって特に株主に不利になることは言えないものと考へてゐる次第であります。しからばどういふ場合に株主に不利になるかといふと、一般の場合にはその当時の時価によつて新株を発行できるにかかわらず、第三者に対して特別に有利に、時価以下の価額で新株を発行するといふことになりますれば、これは資本の充実に影響いたしますし、そういう意味で株主に影響が及ぶといふことと考へてゐまして、特に株主に有利であるかどうかといふことは、第三者に発行価額が特に低く定められた場合が問題なわけでありまして、新株引き受け権を与えるかどうかといふことは特に株主に影響のない問題である、こういうふうな考へております。今回の改正はそういう趣旨を明らかにいたしますのが目的でございます。特に有利な発行をしようといふことは株主に影響いたしますので、この場合には株主総会の特別決議によつて認めるようにしよう、

○大竹委員 私はそういう一つのお考えもあると思ひますが、それならば株式の譲渡制限のある会社において株主以外の人に発行することは、私は当然制限されなければならぬと思ふわけでありまして、その場合に発行価額いかんにかかわらず、株主以外にやることは株主の一般の利益に關係あるものであります。

社において株主以外の人に発行することは、私は当然制限されなければならぬと思ふわけでありまして、その場合に発行価額いかんにかかわらず、株主以外にやることは株主の一般の利益に關係あるものであります。

○新谷政府委員 株式の譲渡制限の定められております会社につきまして新株を発行します場合に、たとえば譲渡の相手方を一定の範囲にしようといふふうな会社の基準と申しますか、そういうものがあります場合、一般の大衆に向かつて新株を割り当てるといふことは、その会社の方針にも反する結果になるわけでありまして、取締役会はそのようなことは通常はしないはずでございます。しかし割り当ててしまへば、これはその者に對して株式の保有を認めることになるわけでございますが、譲渡制限の規定とは必ずしも矛盾しないと思ひますが、譲渡制限と申しましても、取締役会が承認すればよろしいわけでございます。取締役会がある特定の者に株式を割り当て、あるいは新株引き受け権を与えるといふことをきめますならば、その者に對して株式の保有を承認するのと同じ結果になるわけでございます。それは譲渡制限のある会社につきましても、第三者に与えるかといふ点につきましても、別に矛盾はないといふふうに思ひます。

○大竹委員 これは私は違ふと思ふのであります。現在ある株主とよそへやることを株主の過半数をもつて定款で制限をするわけでしょう。今度は、新株を募集するのはあとで、いわゆる取締役会だけの考へで幾らでもよそへやるということでは、総株主の半数以上、それから株式総数の三分の二以上の特別決議でそれを制限した趣旨とまきり反対になるのじゃないですか。

○新谷政府委員 ある特定の者に株式の保有を認めるか認めないかといふことは、取締役会がきめることと考へてゐます。したがひまして、譲渡制限の規定がございまして、取締役会が承認しさえすれば、いかなる者でも株式の保有を許されるわけでございます。

ただ、いまの新株を発行いたします際に、いかなる者に割り当てるといふことは、やはり取締役会の自由でございます。したがひまして、譲渡制限の規定がございまして、取締役会がこの人なら差しつかえないと認めなければ、新株の割り当てをしないわけでございます。そのことが譲渡制限の規定の趣旨とは相反しないと思ひます。

○大竹委員 ただ、そこは多少私は違ふと思ふのであります。たとえば現在一億なら一億の資本でその制限をするでしょう。それはいま制限しようと思へば株主の半数以上の同意とそれから株数において三分の二以上ですかの特別決議で制限をするわけですね。今度倍増資して、もう一億新しい株を出す。その場合に、いわゆる制限をするかしないかといふことは、取締役だけのもの考へ方できめてよろしいんですか。ほかの株主には全然利害關係はないですか。

○新谷政府委員 特別な嚴重な手続によりまして譲渡制限の定めをするわけでございます。譲渡制限の定めがございまして、特定の株式の譲渡につきまして、それを許すか許さないかといふことの判断を取締役にゆだねるわけでございます。取締役会がこれは適当だと思へば、ある特定の株主が不相当だと思ひましても、これは総会の決議に基づいて定款を変更してその権限を取締役に委任したのでございまして、取締役会がこれは相当地だと思ふ者に譲渡する分にはこれは差しつかえない

いと思います。同様に、譲渡制限があるという会社につきまして新株を発行する際におきまして、その譲渡制限の趣旨は確かに取締役会が尊重すべきでございすけれども、その譲渡制限があるからといって、取締役会が定めた割り当てについて、これが譲渡制限の規定との関係において有効になるとか無効になるとかいうことは起きないでございまして、取締役会の、権限をゆだねられた範囲の問題だろう、このように思います。

○大竹委員 次に、その発行価額が特に有利な価額である場合に限って特別決議が必要だということになっておるのですが、もちろんこの臨時總會をやるかやらぬかは会社側の取締役会その他がきめるわけでありまして、その有利な発行価額がいかなかの判断は取締役会がやるのですか。取締役会がきめるんだらうと思うのですが、それでよろしいんですか。

○新谷政府委員 株主以外の者に対して、特に有利な発行価額で新株を発行するかどうかという場合の、特に有利な発行価額になるかどうかという問題は、取締役会が一応判断すべき問題でございす。

○大竹委員 次に、この間も横山委員から非常に質問があったわけでありまして、買い取り引き受けの方法で新株を募集する場合があるわけでありまして、その場合においても、いわゆるこの買い取り引き受けをする証券会社その他に対して株を渡す場合においても、有利な発行価額である場合においてはいまだこの規定は適用あるものでありま

○新谷政府委員 適用でございます。

○大竹委員 次に、この間も問題になって、たしかお答えになったと思うのですが、この特別決議を経ないで有利な発行価額で新株を発行した場合においても、株の発行そのものは無効にならぬというように、この間御答弁になったと思うのであります。これは間違いなんでしょうか。

○新谷政府委員 最高裁判所の判決でそのようになっております。

○大竹委員 それで、この買い取り引き受けの場合、私、この実情はあまりよくわからないのであれども、もちろんこの買い取り引き受けした場合に、引き受けた証券会社は、その後一般大衆に公募といふような売るといふのですか、それは差しつかえないのですか。

○新谷政府委員 差しつかえございません。

○大竹委員 次に、この新株を発行する場合に、あらかじめ第二百八十条ノ三ノ二の規定によつて、公告をしなければならぬということになっており、この公告には募集の方法を記載しなければならぬことになっておるのではありませんか、これは一体どの程度に表示すればいいのであります。ことに買い取り引き受けの場合にはどういうふうに表示するのであります。

○新谷政府委員 この場合には、一定の株式を買い取り引き受けの方法で募集するとか、あるいは募集の委託をするとか、そういう趣旨のことを募集の方法として通知する、あるいは公告するということになるわけでありまして、

○大竹委員 募集の委託ということになれば、買い取り引き受けじゃないのじゃないですか。

○新谷政府委員 買い取り引き受けのみに限定されません。二百八十条ノ三ノ二は、買い取り引き受けの場合の規定ではございせん、一般的に株式を募集する場合に、あらかじめ株主の利益を保護しますために、どういふ内容で、どのように行なわれるかという内容を株主に知らせる必要がございす。場合によつて、法令違反の手続があつた場合には、株券の発行の差し止め請求を許す機会を与えなければならぬ、そういう意味で、あらかじめ公告したり通知するわけではございせん、これは買い取り引き受けの場合のみではございせん、一般の公募の場合にもむろんこの規定は適用になるわけではございす。

「上村委員長代理退席、委員長着席」

○大竹委員 この新株の募集については、この間横山委員からも相当質問がありましたから、私はこの程度にいたしまして、次に引き受け権譲渡の

問題であります。これはいろいろ最近新聞その他で見えますと、この趣旨に大体賛成のようでありまして、先般来問題になっておりますように、最近のように大量流通するところの場合には非常に問題になっているが、今度新株引き受け権譲渡でこれがまた同様流通するところのようなことで、たしかこの引き受け権は前の法律で許されていたのであります。その当時偽造といふものが、変造とも申しますが、そういうようなものが非常に出現した。引き受け権譲渡といふものは、株式同様相当金をかけて、やたらにちよつとつくれないようなものにしなければ、やはり相当問題が起るのじゃないかというところが新聞その他で出ておるのではありませんか、それらについてどうお考えになりますか。

○新谷政府委員 確かに仰せのように新株引き受け権譲渡が、簡単につくれるというふうなものでございす。御心配のような事件も起る可能性があります。新株引き受け権を譲渡することが望ましい、あるいは新株引き受け権譲渡によつてそれを譲渡するといふふうなことは、これは一般の経済界の要望に基づいてむしろこの法律案をつくつたわけではございす。したが

いまして、実際にこれを実施いたします会社におきまして、その点は十分配慮を加えまして、印刷とか紙質、そういったものにきまつても合理的な配慮が加えられて、御心配のようなことがないようにされるであらう、こういうふうなことは期待いたしておるわけではございす。

○大竹委員 次に、いま新株引き受け権譲渡の交付によつて譲渡する、株券と同じものであります。引き受け権の譲渡は引き受け権譲渡でなければいけないのでしょうか。たとえば、なくしてしまつたというような場合には、もう新株引き受け権といふもの、もちろん割り当てられた株主そのものも引き受けできないけれども、引き受け権譲渡なしにこの引き受け権を譲渡できないのであります。

○新谷政府委員 新株引き受け権を譲渡すること

ができる旨を定めることができるわけでありまして、この場合にも新株引き受け権を譲渡する必要があるとすれば、株主の請求によつて新株引き受け権譲渡を発行するわけでありまして、そのような必要がなく、引き受け権の範囲内で全部株を引き受けるといふような株主でございすれば、これはそのようなものは不要でございす。ただ引き受け権を譲渡して資金を調達して、株式を引き受ける必要があるという人に限りまして、譲渡の必要が生ずるわけでありまして、そういう場合に新株引き受け権譲渡を発行することができるといふふうに定められるわけでありまして、その場合にはお説のように新株引き受け権譲渡を交付しなければ、引き受け権の譲渡はできない、このようになるわけではあります。

○大竹委員 それで、実際問題であります。もちろんこれは特に請求しなければ出さないようになつておるのですが、普通何といふんですか、増資の場合に、株主に割り当てるときに申し込み書が来ます。申し込み書が来て、申し込み書で申し込みだ、そして一面においては新株引き受け権譲渡でそれをよそに流した、そういうふうなことは起こり得ないですか、どうですか。

○新谷政府委員 新株引き受け権譲渡と株式申し込み書を、同時に交付することはできません。株主が請求いたしますれば、新株引き受け権譲渡をその場合にのみ交付するといふことでございまして、両方同時に会社のはうから株主に交付するといふことはできない仕組みになっております。

○大竹委員 けれども、普通の場合においては割り当てをして、黙つていても株主のところへ申し込み書を送つてきません。そうすると、今度は新株引き受け権譲渡を請求する場合には、その申し込み書を回収しなければ引き受け権譲渡は渡さないでございす。その点はどうか。その点はどうか。私はその点を聞いています。

○新谷政府委員 そのような場合には渡さないといふことではございす。

○大竹委員 そうすると、今度は申し込み書を

持つていつて、それと引きかえに新株引き受け権証書をもらうということになるのであります。

○新谷政府委員 そのようになります。

○大竹委員 次に、これは実際の問題で、つまらぬ問題であります。もちろん割り当てられたものを一部引き受けて、一部譲渡するというようなことも人によってはありますし、また全部を分割して譲渡したいというようなこともあるわけでありすが、それらはもちろんできるわけでありすが、どうですか。

○新谷政府委員 可能でございます。

○大竹委員 次に新株引き受け権の譲渡というものは、定款において禁止の規定を置くことができますか。

○新谷政府委員 二百八十条ノ二の規定にも「定款ニ定キモノハ取締役会之ヲ決ス」とございまして、その第一項の五号に、株主に新株の引き受け権を与える旨、あるいは六号にその引き受け権を譲渡することができ旨、こういうふうな規定が載っております。したがって特別に定款に規定がなければ、取締役でこれは定める。しかし定款で定めました場合には、もちろんそれが優先するわけでございます。

○大竹委員 次に転換社債について、二点お聞きしたいのであります。これは私も実情がわからないのでお聞きしたいのでありますが、国内の株主その他ではあまり問題にはならないので、むしろ外国関係の株主その他から強い要求があり、そして早急にこれをやらなければいけないということになったように聞いているわけでありすが、この実情についてちょっとお知らせいただきたい。

○新谷政府委員 差し上げてございます参考資料の三九二ページに、外国建ての転換社債の一覧表がございすけれども、さらに三九五ページに「国内転換社債の発行状況」というのがございす。これをあらためておわかりと思ひますが、いずれもかなりの数の会社が外国建て、あるいは国内向けの転換社債の発行をいたしております。

ます。現在のところ特にこの転換の請求のございすのは外国建ての場合が多いようでございます。と申しますのも、これは外国のそれぞれの経済界のしきたりその他もあって、そういうことになる面もあると思ひますけれども、従来株主名簿の閉鎖期間内においてそれができなかったというものが非常に不便だ、ひいては社債の募集にもそれが影響するということでありましたので、今回株主名簿の閉鎖期間内でも転換の請求ができるようにしようということにいたしましたわけでございます。

ただ、いま申し上げましたように外国建ての場合には直接それが社債権者に有利になるわけでございます。活用されることが多いだろうと思ひますが、国内の転換社債の場合にも、従来こういう規定がありましたためにあまり動かなかったというところも考えられるわけでありすが、したがっていましてこの改正をいたしましたのは、あるいは国内転換社債につきましても同じような転換請求が出てくるものというふうに予想されるわけでありすが、

○大竹委員 そうすると、もちろんそれもこつちに出てくるかもしれないが、国外においては大体今度改正されるような規定になっている、こういうふうな考えでよろしいですか。

○新谷政府委員 逐一外国の例を詳細に精査できませんでしたが、確実なお答えはできませんけれども、わが商法のような閉鎖期間内の問題としてではなくて、基準日制度をとつておるところが多いようでございます。しかしこの基準日の制度をとりますと、これまた株主総会までの間の株主の確定が手続上非常にめんどうなことになるわけでありすが、それはそれなりに不便はあるようでございます。しかし少なくともこの閉鎖期間内の不都合を除去することによって社債の発行が円滑になるといふことは期待されると思ひます。

○大竹委員 次に、これも念のためにお聞きしておきますが、この規定のこまかい準用規定まで読んでおられないのであれであります、定款による禁止は可能なのでありますか。

○新谷政府委員 転換社債を発行いたします場合には、商法の規定にございすように、発行条件を付して社債の発行をいたしております。その発行条件として株主名簿の閉鎖期間内には認めないということを書くことは差しつかえございせん。それは発行会社と社債権者との間の契約ということになります。法律では許すといひまして、特定の会社の都合によつてこの社債についてはこれを許さないという条件にして発行する分においては、これは差しつかえないと思ひます。

○大竹委員 大体各項にわたつて質問したのであります。ただこの間質問をした中でちよつと思ひつたことを一つだけお聞きしておきたいと思ひます。

株主保護のためまえから株を発行しないことを株主名簿に記載する、または銀行あるいは信託に委託をする、これは会社の考え方どちらを選んでもいいということ、株主の保護ということになつておるわけでありすが、これはやはり自分のできることをきめるというふうなことになるのであります。定款でこれも、そういうめんどめんどな手続はうちの会社はやらぬのだということをきめてあるとすれば、その保護を受けたいという株主も、その手続ではやつてもらえないということになると思ひますが、法律上はそうなつておるのですかどうですか。

○新谷政府委員 第二百二十六条ノ二に書いてございすように「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外」云々とございすので、原則としては不発行制度あるいは委託制度というものをとるべきであるといふたてまえになつておりますが、会社によりまして定款で別段の定めをいたします場合にはこの規定を排除することができ、こういうことになるといふわけでありすが、

○大竹委員 それでは、これで質問を一応打ち切つておきます。

○大久保委員長 次会は明八日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開くこととし、

本日はこれにて散会いたします。
午後零時十九分散会

